

# 調 整 率 表

市区町村名：入間市

所沢税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率							
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
あ	東町1丁目	扇台土地区画整理事業施行区域内	1.00	比準	比準	比準	比準			
		市街化区域	1.00	—	比準	—	—			
	東町2～7丁目	全域	1.00	—	比準	比準	比準			
		市街化区域	1.00	—	比準	比準	比準			
	新久	市街化調整区域	1 農業振興地域内の農用地区域		—	1.00				
			2 上記以外の地域							
			(1) 中原、榎戸、大久保、霞川、富士塚、武蔵野、下新田、神送塚、十文字原							
		イ 市道幹線41号線(いちょう通り)沿	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
		ロ 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
			(2) 清水、水俳、子ノ神							
		イ 主要地方道青梅入間線沿	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
		ロ 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
			(3) 桂ノ庄、八瀬ノ里、山ノ神、清水沢	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
			(4) 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
う	上小谷田1～2丁目	市街化区域	1.00	—	比準	—	—			
		市街化調整区域	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
	上小谷田3丁目	市街化区域	1.00	—	比準	—	—			
		市街化調整区域	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
	牛沢町	市街化区域	1.00	—	比準	比準	比準			
		市街化調整区域	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
お	扇台1～6丁目	扇台土地区画整理事業施行区域内	1.00	比準	比準	比準	比準			
		市街化区域	1.00	—	—	—	—			
	扇町屋	市街化調整区域								
		1 国道16号線沿	1.00	—	—	1.00	1.00			
		2 上記以外の地域	1.00	—	—	1.00	1.00			
	扇町屋1丁目	扇台土地区画整理事業施行区域内	1.00	比準	比準	比準	比準			
		市街化区域	1.00	—	比準	—	—			

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

# 調 整 率 表

市区町村名：入間市

所沢税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
お	扇町屋 2～5丁目	全域	1.00	—	比準	比準	比準		
	か	鍵山 1丁目	入間市駅北口土地区画整理事業施行区域内	1.00	比準	比準	比準	比準	
		市街化区域	1.00	—	比準	—	—		
	鍵山 2丁目	全域	1.00	—	比準	比準	比準		
	鍵山 3丁目	市街化区域	0.90	—	比準	—	—		
		市街化調整区域	0.90	—	0.90	0.90	0.90		
	春日町 1～2丁目	市街化区域	1.00	比準	比準	比準	比準		
		市街化調整区域	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
	金子中央	全域	1.00	—	—	—	—		
	上藤沢	市街化区域	0.90	—	比準	比準	比準		
		市街化調整区域							
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	0.90				
		2 上記以外の地域							
		(1) 国道463号線(バイパス)沿、 主要地方道川越入間線沿、 市道幹線58号線(藤沢中央通り) 沿		0.90	—	0.90	0.90	0.90	
	(2) 市道幹線56号線(藤宮道路)沿		0.90	—	0.90	0.90	0.90		
	(3) 上記以外の地域		0.90	—	0.90	0.90	0.90		
	上谷ヶ貫	市街化調整区域							
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	1.00				
		2 上記以外の地域							
		(1) 宝開地、外野、内野、南御誉田、 北御誉田							
		イ 主要地方道青梅入間線沿		1.00	—	1.00	1.00	1.00	
		ロ 上記以外の地域		1.00	—	1.00	1.00	1.00	
	(2) 上記以外の地域		1.00	—	1.00	1.00	1.00		
	河原町	入間市駅北口土地区画整理事業施行区域内	1.00	比準	比準	比準	比準		
		市街化区域	1.00	—	比準	比準	比準		
く	久保稲荷 1～5丁目	全域	1.00	—	比準	比準	比準		
	黒須	市街化区域	1.00	—	—	比準	比準		
		市街化調整区域	1.00	—	1.00	1.00	1.00		

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

# 調 整 率 表

市区町村名：入間市

所沢税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
く	黒須1丁目	入間市駅北口土地区画整理事業施行区域内	1.00	比準	比準	比準	比準		
		市街化区域	1.00	—	比準	比準	比準		
	黒須2丁目	全域	1.00	—	比準	—	—		
こ	向陽台1丁目	市街化区域	1.00	—	—	比準	比準		
		市街化調整区域	1.00	—	—	—	—		
	向陽台2丁目	市街化調整区域	1.00	—	—	—	—		
	駒形富士山	全域	1.00	—	1.00	—	—		
	小谷田	市街化区域	1.00	—	比準	比準	比準		
		市街化調整区域							
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	1.00				
		2 上記以外の地域							
		(1) 国道16号線沿	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
		(2) 市道幹線38号、39号線沿	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
		(3) 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
	小谷田1丁目	市街化区域	1.00	—	比準	比準	比準		
		市街化調整区域	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
	小谷田2～3丁目	全域	1.00	—	比準	比準	比準		
	小谷田4丁目	市街化区域	1.00	—	比準	比準	比準		
		市街化調整区域							
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	1.00				
		2 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
さ	狭山ヶ原	市街化区域	1.00	—	比準	比準	比準		
		市街化調整区域							
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	1.00				
		2 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
	狭山台	市街化調整区域							
		1 農業振興地域内の農用地区域			1.00				
		2 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
	狭山台1～4丁目	全域	1.00	—	比準	比準	比準		

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

# 調 整 率 表

市区町村名：入間市

所沢税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率							
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
し	下藤沢	市街化区域	0.90	—	比準	比準	比準			
		市街化調整区域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	0.90					
		2 上記以外の地域								
	下谷ヶ貫	(1) 国道463号線(バイパス)沿、 主要地方道川越入間線沿、 市道幹線58号線(藤沢中央通り) 沿	0.90	—	0.90	0.90	0.90			
			(2) 上記以外の地域	0.90	—	0.90	0.90	0.90		
		市街化調整区域	1 農業振興地域内の農用地区域		—	1.00				
			2 上記以外の地域							
			(1) 向野、外野、芝蔭、踊場、西原、 中原、東原、坂下、根道、矢口							
			イ 主要地方道青梅入間線沿	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
			ロ 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
			(2) 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
新光	市街化区域	1.00	—	比準	比準	比準				
	市街化調整区域	1.00	—	1.00	1.00	1.00				
せ	善蔵新田	扇台土地区画整理事業施行区域内	1.00	比準	比準	比準	比準			
		市街化区域	1.00	—	—	比準	比準			
	市街化調整区域	1 国道463号線(バイパス)沿	1.00	—	—	1.00	1.00			
		2 上記以外の地域	1.00	—	—	1.00	1.00			
た	高倉	全域	1.00	—	—	1.00	1.00			
	高倉1丁目	全域	1.00	—	比準	比準	比準			
	高倉2丁目	入間市駅北口土地区画整理事業施行区域内	1.00	比準	比準	比準	比準			
	高倉3～5丁目	市街化区域	1.00	—	比準	比準	比準			
		市街化調整区域	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
		高根	全域	1.00	—	1.00	—	—		
	て	寺竹	市街化区域	1.00	—	比準	比準	比準		

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

# 調 整 率 表

市区町村名：入間市

所沢税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率							
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
て	寺竹	市街化調整区域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	1.00					
		2 上記以外の地域								
		(1) 表山南一号、表山南二号、表山北一号、表山北二号、東桂、外野東一号、外野東二号、外野西一号、外野西二号、北内野、南内野								
		イ 県道二本木飯能線沿	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
		ロ 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
		(2) 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
		と 豊岡1～2丁目	全域	1.00	—	比準	比準	比準		
		豊岡3～4丁目	扇台土地区画整理事業施行区域内	1.00	比準	比準	比準	比準		
			市街化区域	1.00	—	比準	比準	比準		
	豊岡5丁目	全域	1.00	—	比準	比準	比準			
な	中神	市街化調整区域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	1.00					
		2 上記以外の地域								
		(1) 新狭山、中狭山、南狭山、西狭山、外野、西立野、松原、杓子ヶ谷戸、東立野、中原、坂上、向田、山王塚、窪台、坂下、宮前、久保、懈窪、新田山、中神、中神前								
		イ 主要地方道青梅入間線沿	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
		ロ 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
		(2) 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
		に 西三ツ木	市街化区域	1.00	—	比準	比準	比準		
			市街化調整区域							
			1 農業振興地域内の農用地区域		—	1.00				
	2 上記以外の地域									
	(1) 立野、東武蔵野、八瀬、西武蔵野、向ヶ岡、桂ノ里、金子山、箭ノ根ヶ原	1.00	—	1.00	1.00	1.00				
	(2) 東金子、西金子									
	イ 主要地方道青梅入間線沿	1.00	—	1.00	1.00	1.00				

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

# 調 整 率 表

市区町村名：入間市

所沢税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率							
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
に	西三ツ木	ロ 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
		(3) 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
		二本木	市街化調整区域							
	ね	根岸	1 農業振興地域内の農用地区域		—	1.00				
			2 上記以外の地域							
			(1) 国道16号線沿	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
			(2) 県道所沢青梅線沿	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
			(3) 県道狭山下宮寺線沿、市道幹線44号線沿	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
			(4) 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
			イ 主要地方道青梅入間線沿	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
の	野田	ロ 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
		(2) 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
		市街化区域	1.00	—	比準	比準	比準			
		市街化調整区域								
		1 国道299号線沿	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00			
は	花ノ木	2 上記以外の地域	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00			
		市街化調整区域								
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	1.00					
		2 上記以外の地域								
		(1) 塚場	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
		(2) 桜木、川向、東原、大門東、大門西、猪川、上真土								
		イ 主要地方道青梅入間線沿	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
ロ 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00					
(3) 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00					

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

# 調 整 率 表

市区町村名：入間市

所沢税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
ひ	東藤沢 1～7丁目	全域	1.00	—	比準	比準	比準		
	東藤沢 8丁目	市街化区域 市街化調整区域	1.00	—	比準	比準	比準		
ふ	仏子	市街化区域	0.90	—	比準	比準	比準		
		市街化調整区域							
		1 農業振興地域内の農用地区域		—	1.00				
		2 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
		1 上広瀬、下ヶ谷戸、下河原、上野下、三ツ又、欠下	0.90	—	0.90	0.90	0.90		
		2 大沢口、万亀、登見欠、中島							
		(1) 県道富岡入間線沿	0.90	—	0.90	0.90	0.90		
		(2) 上記以外の地域	0.90	—	0.90	0.90	0.90		
		3 上記以外の地域	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90		
		み	三ツ木台 南峯	全域	1.00	比準	比準	比準	比準
市街化区域	1.00			比準	比準	比準	比準		
市街化調整区域									
1 農業振興地域内の農用地区域				—	1.00				
2 上記以外の地域									
(1) 東外野、東武蔵野、中桂、西逃水、西武蔵野、東桂、東桜畑、西桜畑、東加根古、東逃水、西加根古、新田									
イ 県道二本木飯能線沿	1.00			—	1.00	1.00	1.00		
ロ 上記以外の地域	1.00			—	1.00	1.00	1.00		
(2) 上記以外の地域									
イ 県道二本木飯能線沿	1.00			—	1.00	1.00	1.00		
ロ 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00				
宮寺	宮寺	市街化区域	0.90	—	比準	比準	比準		
		市街化調整区域							
		1 農業振興地域内の農用地区域		0.90	0.90				
		2 上記以外の地域							

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

# 調 整 率 表

市区町村名：入間市

所沢税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	令和元年分路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
み	宮寺	(1) 狭山下、狭山台、狭山際、狭山峰、元狭山久保、寄木森、一本松、大山、上金堀沢、滝ノ入、下金堀沢、滝海道、山王平、長畝、柳沢、新光、大泥濘谷、聖天平、上縄竹、下縄竹、大中丸、稲荷谷、入谷、西谷	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90		
		(2) 上記以外の地域							
		イ 国道16号線沿	0.90	—	0.90	0.90	0.90		
		ロ 主要地方道川越入間線沿	0.90	—	0.90	0.90	0.90		
		ハ 県道狭山下宮寺線沿	0.90	—	0.90	0.90	0.90		
		ニ 県道所沢青梅線沿	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90		
		ホ 市道幹線38、39、56号線沿	0.90	—	0.90	0.90	0.90		
		ヘ 市道幹線19号線(大森通り)沿	0.90	—	0.90	0.90	0.90		
		ト 上記以外の地域	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90		
		宮前町	全域	1.00	—	比準	比準	比準	
も	木蓮寺	市街化調整区域							
		1 農業振興地域内の農用地区域		1.00	1.00				
		2 上記以外の地域							
		(1) 西桂、西欠渕、踊場、大久保、欠渕、南台、久保、外野、谷ノ上、登戸、出口、東金子、西金子							
		イ 主要地方道青梅入間線沿	1.00	—	1.00	1.00	1.00		
		ロ 上記以外の地域	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00		
	(2) 上記以外の地域	1.00	—	1.00	1.00	1.00			
	森坂	全域	1.00	—	1.00	1.00	1.00		

・ 「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がされている場合は、該当する適用地域における「宅地」の調整率を乗じてください。